

千葉市地域公共交通会議設置要綱

新	旧
<p style="text-align: center;">千葉市地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(設置目的) 第1条 道路運送法(昭和26年法律第83号。)に基づき、地域の公共交通需要に応じた地域住民の社会生活に必要な交通手段の確保及び旅客の利便推進を図るため、千葉市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項について調査・協議する。 (1) 地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態、サービス水準及び運賃に関する事。 (2) 輸送の安全及び旅客の利便確保方策等の助言に関する事。 (3) 各地域のコミュニティバス運行協議会で検討された内容に関する事。 (4) その他乗合運送サービスに関する事。</p> <p>(組織) 第3条 交通会議の委員は、都市局都市部長の職にある者のほか、次に掲げる者をもってこれに充てる。 (1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体を代表する者 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者又はその組織する団体を代表する者 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者 (6) 市民(削る) (削る) 2 必要があると認めるときは前項各号に掲げる者のほか、交通会議の運営上必要と認められる者を委員として加えることができる。 3 委員の任期は、第1項第6号に規定する者を除き2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長) 第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は互選により、副会長は会長の指名により、これを定める。 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第5条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(オブザーバー) 第6条 交通会議には、オブザーバーを置くことができる。 2 オブザーバーは、建設局土木部長の職にある者をもって充てる。 3 オブザーバーは、会長の要請に応じて交通会議に出席し、意見を述べるものとする。</p> <p>(関係者の出席) 第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。</p> <p>(庶務) 第8条 交通会議の庶務は、都市局都市部交通政策課において処理する。</p> <p>(補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年 6月19日から施行する。 この要綱は、平成23年10月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">千葉市地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(設置目的) 第1条 道路運送法(昭和26年法律第83号。)に基づき、地域の公共交通需要に応じた地域住民の社会生活に必要な交通手段の確保及び旅客の利便推進を図るため、千葉市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項について調査・協議する。 (1) 地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態、サービス水準及び運賃に関する事。 (2) 輸送の安全及び旅客の利便確保方策等の助言に関する事。 (3) 各地域のコミュニティバス運行協議会で検討された内容に関する事。 (4) その他乗合運送サービスに関する事。</p> <p>(組織) 第3条 交通会議は、委員13人以内で組織する。 2 委員は、都市局都市部長の職にある者のほか、次に掲げる者をもってこれに充てる。 (1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体を代表する者 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者又はその組織する団体を代表する者 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者 (6) 市民(公募を含む。) (7) 経済又は高齢福祉に関する団体を代表する者</p> <p>3 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。</p> <p>(会長及び副会長) 第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は互選により、副会長は会長の指名により、これを定める。 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第5条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 交通会議は、半数以上が出席しなければ開催することができない。 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(オブザーバー) 第6条 交通会議には、オブザーバーを置くことができる。 2 オブザーバーは、建設局土木部長の職にある者をもって充てる。 3 オブザーバーは、会長の要請に応じて交通会議に出席し、意見を述べるものとする。</p> <p>(関係者の出席) 第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。</p> <p>(庶務) 第8条 交通会議の庶務は、都市局都市部都市交通課において処理する。</p> <p>(補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年6月19日から施行する。</p>